

第3回口頭弁論（差止）報告集会

参議院議員会館 B104
13:00～14:30

【 プログラム 】

- 1 あいさつ 代理人弁護士 寺井一弘
- 2 第3回口頭弁論の報告
陳述した代理人から
代理人弁護士 福田 護
代理人弁護士 古川（こがわ） 健三
陳述をした原告から
両親ともに障がいを持つ女性 原 かほるさん
戦地での加害に苦しんだ父を持つ医療従事者 高橋 俊敬さん
元国際線機長 山口 宏弥さん
- 3 差し止め訴訟の現状と今後 ～南スーダンの動きは～
代理人弁護士 福田 護

※次回 安保法制の差し止めの裁判の期日を書き込んでください 月 日 時
安保法制の国賠訴訟の次回期日は、6月2日(金)10:30【103号法廷】です。
アピール活動を9:45から地裁前で行いますので、ご参集ください。

< 1日の経過 >

- | | |
|-------------|---|
| 9:30 | 裁判所前 広報 |
| 10:30 | 103号法廷 開廷
準備書面陳述
原告代理人説明 原告意見陳述 |
| 11:30 | 記者会見（裁判所内 司法記者クラブ） |
| 13:00～14:30 | 報告集会 |
| 14:45～16:30 | 原告集会 |

原告ら訴訟代理人 弁護士 福田 護

—準備書面 (3) について (厚木基地判決と差止めの訴えの正当性) —

1 厚木基地行政訴訟最高裁判決と本件の処分性

本件の最大の争点は、現在のところ、差止め対象行為の処分性にあります。

原告らは、本件において、集団的自衛権の行使等の事実行為が、国民の平和的生存権等の権利を侵害し、その受忍を強いるものとして、国民に対する公権力の行使、すなわち処分であることを主張して、その差止め等を請求しています。しかし被告は、その請求の内容の審理に入ることなく却下すべきことを求め、基本的な理由として、集団的自衛権の行使等が行政事件訴訟法3条2項の「処分」に当たらないから、本件審理の対象にならないと主張しているものです。

ところで最高裁は、昨年12月8日、厚木基地における自衛隊機の運航の差止めを行政訴訟で求めた事件において、東京高裁が夜間の一部差止めを認めたのに対し、防衛大臣の自衛隊機の運航は裁量権の範囲内だとして差止めの結論は否定しましたが、自衛隊機の運航を行政事件訴訟法上の「処分」として、同法3条7項の差止めの訴えを起こすことができること自体は明確にしました。

その法的構成は、防衛大臣の権限に基づく自衛隊機の運航という事実行為が基地周辺住民に対する関係で、騒音等の被害の受忍を義務づける公権力の行使に当たるとするもので、それは、本件で原告らが主張する法的構成と平行な関係にあります。したがって、本件のような「処分」の捉え方と、これに対する差止めの訴えという訴訟類型を採ることが、最高裁判例として肯定されたということになります。

被告は、厚木基地訴訟の場合は、「自衛隊機の運航に必然的に伴う騒音等が、周辺住民の法的地位に直接的に影響を及ぼす事案」であるのに対し、本件の集団的自衛権の行使等は「原告らの権利義務に何ら直接的な影響を及ぼさない」から、事案を異にすると主張しています。

しかし、厚木基地判決において公権力性を示すものとされる「受忍義務」というのも、周辺住民に何らの作為・不作為を求めるものでもないし、最高裁調査官の判例解説でも、住民は「運

航に伴う不利益な結果を受忍すべき一般的な拘束を受けている」と解説されているところであり、それは、航空機騒音を曝露されている周辺住民の「法的地位」に何ら影響を及ぼすものではありません。それは、事実行為としての公権力の行使によって不利益な結果を受ける事実状態に置かれるということにほかならず、「法的な権利義務関係に直接的な影響を及ぼさない」という点では、本件と厚木基地航空機騒音のケースとで違いはないのです。

2 横浜地裁での被告答弁書は処分性を自認していること

安保法制違憲訴訟は、横浜地方裁判所にも提起され、ここでは原告らは民事訴訟を提起し、集団的自衛権の行使等の差止めを、平和的生存権・人格権等による妨害排除請求権という私法上の権利に基づいて求めています。

これに対し同じ被告国は、集団的自衛権の行使等は、「私法上の行為ではなく行政権の行使そのものであるから、本件各差止請求は、必然的に、内閣総理大臣、防衛大臣又はその委任を受けた者の行政上の権限の行使の取消変更又はその発動を求める請求を包含するものである」から、民事訴訟による請求は不適法だと主張して却下を求め、その根拠として、運輸大臣や防衛庁長官の権限の行使を「公権力の行使」だとした大阪国際空港最高裁判決と厚木基地第1次訴訟最高裁判決を援用しています。したがって被告は、集団的自衛権の行使等について、横浜地裁では公権力の行使(処分)だと主張し、本件東京地裁では公権力の行使(処分)ではないと主張していることとなります。

これは、まさに自己矛盾・自家撞着であり、ご都合主義以外の何ものでもありません。そしてそれは、本件請求について被告が却下を求める拠り所を、みずから否定するものにほかなりません。

よって被告は、双方の主張の関係について明らかにするとともに、速やかに処分性否定の答弁を撤回し、本件本案について正面から議論することを、強く求めるものです。

以上

原告ら訴訟代理人 弁護士 古川(こがわ) 健三

—準備書面(4)ないし(6)について(原告らの
権利侵害と事前救済の必要性)—

新安保法制法の制定は、「立法行為」のかたちによる、憲法破壊行為であった。立法の内容が憲法の一義的な文言に反しているにもかかわらず、あえて立法行為が行われた場合に、立法行為が国家賠償法上違法と評価される場合があることは、昭和60年11月21日の最高裁判決が認めるところである。さらに平成17年9月14日の最高裁大法廷判決(在外邦人選挙権制限違憲訴訟上告審判決)は、「立法の内容又は立法不作為が国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害するものであることが明白な場合」には国会議員の立法行為又は立法不作為は国家賠償法1条1項の適用上違法との評価を受ける旨判示した。

立法行為の違法性の判断は、立法内容の違憲性とは区別される。そうだとすると、本件において、歴代の政府見解として示され規範として定着していた憲法9条の解釈、すなわち集団的自衛権の行使を認めず、非戦闘地域以外での後方支援活動は認められないとしてきたこれまでの政府見解を覆し、大多数の憲法学者、元内閣法制局長官や元最高裁判所判事による違憲との指摘を無視して、強行採決の結果として新安保法制法が成立したとされ、これにより、後に述べるように戦争被害者をはじめとする原告らの平和的生存権、人格権、そして憲法改正・決定権を侵害しており、立法行為の違法性が認められるべき例外的な事案である。

新安保法制法の制定は、確立された憲法規範を憲法改正手続を経ずに変更したもので、憲法改正手続の潜脱である。このことは、2017年2月8日の衆院予算委員会で、防衛大臣が、南スーダンの情勢について事実行為としての殺傷行為などはあったが法的意味での戦闘行為ではない、憲法9条上問題になるので「武力衝突」という言葉を用いている、と強弁したことがよく示している。これは、新安保法制法にもとづく新任務を付与しての南スーダンへの自衛隊派遣は、憲法9条に違反するものであることを政府自ら自白したものである。

憲法改正・決定権が国民に存することは、国民主権及び民主主義原理の根幹であり、かつそれは抽象的なものではなく、個別の国民の、憲法改正

手続に参加し、意思を表明する具体的な権利である。これを侵して憲法を蹂躪し破壊することは、国民の主権を奪うことであり、立憲主義に対する重大な挑戦行為であって、決して許されてはならない。

ましてや、今後集団的自衛権の行使としての自衛隊出動などが行われることになるとすれば、憲法に違反する状態が固定化し、現状への回復は極めて困難であるから、事前の差し止めを行う必要性は極めて高い。

以上、準備書面4、5ではそれぞれ違法性論と憲法改正・決定権の侵害について述べたほか、準備書面6では、原告らのうち15名の具体的な陳述をもとにしてその被害の内容を述べている。戦争体験者の空襲体験、原爆による被爆体験は、いずれも想像を絶するものがある。新安保法制法の成立は、彼らのうちにトラウマを呼び起こし、新たな精神的苦痛をもたらしている。海外の紛争地を取材するジャーナリストは、深刻な身体・生命の危機を感じるに至っている。

特別永住資格を持って日本に在留する在日コリアン2世の原告は、新安保法制下で、もしも、朝鮮半島で有事ということになれば、自分は「敵国人」とみなされるのではないか、太平洋戦争当時、在米日本人が強制収容されたのと同じ事態が起きるのではないかと危惧している。

原発技術者、運輸労働者などもテロの危険を感じ、また新安保法制法の下、戦争に協力させられることになる。

新安保法制法が強行採決され施行されてから1年。今、国会では共謀罪の審議が始まっている。宗教家、社会科学者たちに対する、治安維持法による思想弾圧・宗教弾圧はもはや過去のものではなく、近い将来に再び繰り返されると予想せざるを得ない。立法府と行政府が著しく劣化し、その腐敗が著しい今日、この流れを司法が押しとどめなければならない。この法廷には、日本の未来がかかっていると言っても過言ではない。

裁判所には、ぜひ、原告一人一人の陳述書に込められた心からの訴えを真剣に受け止めて慎重にご審理いただきたい。

以上

原告意見陳述 原 かほる

私の家族は、両親と私の3人ですが、3人とも障害者手帳を持っています。父（67歳）は脳性小児麻痺の後遺症による歩行障害で、母（73歳）はポリオの後遺症による歩行障害です。二人とも、車椅子を使っており、また年金暮らしです。母は、洋裁の技能士として知事表彰を受ける等、体が不自由ながらも身に着けた技能を如何なく発揮し、地域社会において生活を確立してきました。けれども加齢とともに障害の程度が進み、今では手指の自由を失い、ハサミや針を扱うことができません。また父も、以前はタクシー会社で配車の仕事をしていたのですが、長年の無理がたたって歩行の困難度も増し、痛みを耐えながら生活をしています。

私は、癱性対麻痺という病気で子どもの時から歩行障害がありました。進行性の障害ではないものの、緩やかに、けれど確実に、自分の運動の範囲が狭められていくのを感じながら、今は、車椅子や杖を使って歩行しています。

私は、大学を卒業後、大学院を経て、自立して働いてきましたが、現在は少しでも両親の力になりたいと地元に戻り、実家の近くで暮らしています。介護サービスを利用し、仕事との両立を工夫しながら、両親の生活を支える日々です。私は、県の職員として働いてきましたが、今年の4月からは退職し、労働組合の専従役員として職場の問題解決に努めています。

今回の安保法制で、私や両親が受けた衝撃は大変大きなものでした。両親は、戦中・戦後の混乱の中、障害者として困難な人生を歩んできました。その中で、特に母は、障害を持つ私が仕事を得て、社会的に自立できるようにと支援してくれました。母の時代、障害者は公立高校に入ることが許されておらず、必要な教育を受けることができなかったそうです。そこで、私にはできるだけ教育を受けさせ、自分の仕事で食べていけるようにと配慮してくれたのでした。そのおかげで、私は現在、県の職員として地域住民のために働いています。けれども、私のこの生活も安保法制の現実化の下で、維持できないのではないかと強い不安と言ひ知れぬ恐怖を感じています。それは戦争中にこの国で、障害者がどう扱われてきたかという歴史から思うのです。戦時中の学童疎開では、障害児は対象外であったといひます。障害者は生きるに値しない存在と国家に見なされていたわけでは

ナチスによる障害者虐殺の事実もあります。

安保法制は人を殺すことを認める法律で、軍事への莫大な支出を重ねる一方、医療・福祉への予算は削られていきます。それにより、障害者は「お荷物」で、役に立たない、疎ましい存在だという空気が、社会に蔓延していくことが恐ろしいのです。

戦後、世界では、障害者が健常者と同じように暮らせる社会を目指して動いてきました。21世紀になり、障害者権利条約が国連総会で採択された後は、日本も国内法の整備を進め、やっと批准に漕ぎつきました。現実には障害者として日々の生活に困難を抱える者にとって、障害者を健常者と同じ価値を持つ存在として認め、同じように暮らせるための施策が進められ、その差別解消を目指す動きは、私にとって、社会が少しずつ明るく変わっていくような動きでした。希望そのものでした。ところが、安保法制によって、この社会を取り巻く空気が私たち障害者にとっては一変したのです。昨日今日、社会は変わっていないように見えても、すでに舵は切られたのです。抗いきれない大きな力によって、暗闇に向かってゆっくり引きずり込まれるような、そんな恐怖と不安に押しつぶされそうになっています。

以上

原告意見陳述 高橋俊敬（柳原診療所事務長）

1. 亡父の戦争体験

私の亡父、高橋國雄は、大正9年（1920年）宮城県の田舎町に生まれ、尋常高等小学校卒業後上京し、旋盤工をしながら日大工学部の夜間部に通いましたが、戦局の悪化に伴って昭和18年に繰り上げ卒業となり関東軍重砲部隊に配属されました。

父が配置されたのはソ連国境、東寧という巨大な要塞でした。1945年8月9日未明、突然雷鳴のような砲撃が始まり、東寧要塞にも砲弾が集中されましたが、分厚いペトンで造られた要塞は持ち堪え、直ちに反撃の砲撃戦となりました。口径20cmを超える重砲も何発も立て続けに撃ち続けると砲身が真っ赤に焼け付き、初年兵が外に出て砲身にバケツの水を浴びせて冷やす作業をするのですが、周囲をソ連軍に包囲

された中、機関銃弾が浴びせられ何人も死んでいきました。父は、入隊したばかりの10代の若者たちが次々に戦死する有様を見て「戦争の怖さ」を初めて知ったそうです。

やがて、要塞の外周から次々に突破され、中隊長から砲台を自壊して脱出するよう命令され、重砲中隊の残存者たちは森林の中に逃げ込みました。

玉音放送から5日後の8月20日。日本軍の格好をした3人の兵隊を発見し、詰問したところ動員された朝鮮兵と分かり、中隊長は「敵前逃亡」と決めつけて3人の斬首を命じたのです。

命じられたのは父と軍曹の二人。父も一人の朝鮮人青年の首を切り落としました。父はその瞬間の、軍刀の刃先が頸椎に食い込んだ瞬間の感覚が忘れられず、死ぬまで「恐ろしいことをしてしまった」と悔やんでいました。夜中に突然うなされることも死ぬまで続きました。

2. 史学科を選択し、地域医療に

父や東京大空襲で被災した伯父たちの悲惨な戦争体験を小さな頃から聞いて育った私は、「何故、戦争が起きるのか?」、それを理解しようと大学の文学部西洋史専攻に入学し、戦争史を中心に学びました。そして、戦争は自然現象ではなく、戦争しようとする勢力がいてはじめて勃発するというごく当たり前の結論に至りました。

現在私は、北千住にある小さな診療所の事務長として、命を守る仕事に尽くしています。

3. 集団的自衛権・安保法制は憲法違反であり、私には耐えられない!

2014年7月1日、政府は「集団的自衛権」を閣議決定しました。2015年9月19日に安保法制(戦争法)が強行採決されるに及んで、私の怒りと不安は最大限に募り、怒髪天を突くような思いでした。私の一人息子や同年代の若者たちが、戦地に駆り出され銃火にさらされる時代が始まってしまいました。今、歯止めをかけなければ、私の父が経験したような、いや、それよりもっと悲惨な日々が必ずやってきます。

憲法前文と九条が明確に禁じている戦争を絶対に認めるわけにはいきません。

前の大戦で、2000万を超えるアジアの人々が犠牲となり、日本兵も海外で240万人が犠牲

となっています。厚労省の公表資料によっても、117万人の戦死者の遺骨が今も遺族に還されておられません。

私は、2013年2月に厚労省の公募ボランティアとして約2週間、「玉砕」の島=硫黄島に行き、地下壕を掘り御遺骨を回収して来ました。硫黄島では有毒ガスが流出しているため、陸上自衛隊の不発弾処理班と化学防護班の隊員たちが随伴してくれました。2週間の間、お互いの出身地や父母兄弟のこと、なぜ自衛隊に入隊したのか?などを聞く中で彼らへの尊敬と愛情が沸いて来ました。

2015年11月20日、陸自部隊が「駆けつけ警護」「共同宿営地防御」の任務を付与されて南スーダンに派遣されてしまいました。私は硫黄島と一緒にいた彼らも派遣されるのかと思うと身が削られるような深い悲しみに陥りました。安保法制がある限り、自衛隊の危険な地域への派遣は行われるでしょう。

また、「武力攻撃事態法」では、「存立危機事態」を総理大臣が宣言すれば、私たち医療従事者も動員され、私や私の同僚も戦争に協力させられます。

72年前の戦争の後始末さえできない国が、「集団的自衛権」の名の下にふたたび戦争ができるようになることなど断じて許せません!

シベリアから奇跡的に生還した父もお墓の中から「戦争だけはしちやいかん!」と叫んでいると思います。「玉砕」した硫黄島の将兵も約半分の1万1千人が未だに未帰還です。彼らも土砂で埋まった地下壕の奥から「戦争しちやいかん!」と叫んでいる声が私には聞こえます。

平和に生きる権利を守るため、私は政府の違法性を訴え、安保法制の即時廃止を訴えるものです。

以上

原告意見陳述 山口 宏 弥

私は1972年にパイロットとして日本航空に入社、1991年からの19年間は、機長として主にヨーロッパを中心に乗務してきました。

飛行機の運航は、気候や地震・火山などに影響されますが、特に国際線は、世界各地の政情や治安の状況に大きく影響されています。

民間航空は平和であってこそ存在できる産業です。そのために航空労働者は民間航空が戦争に巻き込まれることに、一貫して反対してきました。しかし、1999年5月の周辺事態法を契機に、自衛隊の民間機利用が目立つなど取り巻く環境が悪化してきました。

国際民間航空条約は、民間機を使った軍需輸送を禁じています。条約は例外的に2国間の軍需輸送を認めていますが、日本の航空法に日本国籍機の軍需品輸送の規定がありません。それは憲法9条があり、軍需品の輸送を想定していないからです。

ところが、政府は周辺事態法以後「安全基準を満たせば危険品輸送として可能」「民間機による武器・弾薬の輸送も排除されない」とそれまでの航空法の解釈を変えました。

2000年8月には、アメリカ国防総省から当時の防衛施設庁を通して国内航空各社に対して米軍の輸送資格を取得するよう申し入れがありました。これには労働組合の強い反対もあり航空会社は、受け入れていませんが、要請は現在でも続いています。

2003年のイラク戦争では「戦争反対」の声が高まり、自衛隊派遣では日本の民間機を使用しませんでした。しかし2006年のイラクからの撤退。2009年のジブチへのPKO「派遣」では、日本航空は民生支援を理由に自衛隊輸送を受け入れました。

昨年11月30日、日航機がチャーターされ南スーダンへ119名の自衛隊員が輸送されました。これは「集団的自衛権行使」を容認する安保法制の成立後の閣議決定で、「駆け付け警護」などの任務が付与され、武力行使も前提とした自衛隊員の輸送でした。

今日まで、日本の民間機は「報復テロ」の標的にはされませんでした。しかし安保法制の成立で、他国の戦争の助太刀をする自衛隊員の輸送は、これまでの輸送とは根本的に異なります。輸送そのものが相手国から敵視され攻撃されるだけでなく、報復テロの対象が日本国民・国内へと広がるからです。

かつて世界一の航空会社であったパンアメリカン航空は、80年代にパレスチナやリビアなどのテロ集団から相次いで攻撃され、多くの犠牲者を出した結果、信頼を失い、旅客が離れ、倒産に追い込まれました。パンナムがテロの標的とされた理由は軍需輸送を行っていただけではありません。「戦争する国・アメリカ」の象徴であったからです。

今年1月、アメリカでトランプ政権が誕生しました。安倍首相は世界に先駆けてトランプ大統領と会談。「日米の価値観が100%一致した」として日米同盟の更なる深化を評価しています。これまで以上に日本に軍事協力を求めて来ることは明らかです。安保法制は、日本政府がアメリカ

の求める際限のない軍事的な協力を断る理由としていた憲法9条の歯止めを取り払ったものです。

安倍政権は、安保法制の制定で日本を「戦争のできる国」に変貌させました。これによって、日本の民間機が、テロ集団の標的にされる可能性は極度に高まりました。飛行機の旅客や乗務する仲間、後輩が犠牲となるのが現実味を帯びてきています。私は、憲法を蹂躪し、国民の命を軽んじる政権に対して、いいたまらない気持ちでいると同時に、止めることのできない口惜しさと憤りを感じています。

貴裁判所には、大統領令を違憲と判断したアメリカ連邦裁判所のように、法の番人として、三権分立の範を示す判断を下されますよう切望いたします。

以上